

5 要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、申請をして要介護認定を受ける必要がある。

(1) 要介護認定

① 認定申請

要介護認定の申請は、居宅介護支援事業者、介護保険施設、在宅介護支援センター、介護保険課で行う。

② 訪問調査

訪問調査は、練馬区から委託を受けた居宅介護支援事業者等の訪問調査員が家庭等を訪問し、心身の状態などについて調査する。

③ 主治医意見書の作成

主治医に身体上・精神上の障害の原因である疾病について、意見書の作成を依頼する。

要介護認定申請等の状況

(単位：件)

年度	申請書受理件数	認定調査件数	主治医意見書作成件数
11年度	9,555	8,622	8,499
12年度	15,047	14,780	14,766

(2) 要介護認定審査

認定は訪問調査の結果による一次判定と、訪問調査の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえた上で、介護認定審査会で審査・判定をする。

介護認定審査会開催数・審査判定数

年度	審査会開催数	審査判定数
11年度(10~3月)	351回	7,524件
12年度	527回	14,825件

審査判定件数(平成12年度月別)

(単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1,277	700	789	427	393	601	1,643	1,861	1,766	1,661	1,835	1,872	14,825

要介護認定者数（平成 13 年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

区 分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	1,214	2,793	1,784	1,476	1,423	1,201	9,891
第 2 号被保険者	24	82	91	76	48	65	386
合 計	1,238	2,875	1,875	1,552	1,471	1,266	10,277
構成比	12.1%	28.0%	18.2%	15.1%	14.3%	12.3%	100%

要介護認定者数の状況（平成 12 年度月別）

（単位：人）

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
8,041	8,542	9,059	9,257	9,412	9,598	9,781	9,866	9,940	10,018	10,109	10,277

(3) 介護認定審査会

介護認定審査会は、区長が委員として委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者の中から、5名程度で構成される合議体を設け、審査・判定を行う。

委員の定数は、条例で 280 人以内と定められており、平成 13 年 3 月 31 日現在 221 人、40 合議体となっている。委員の任期は 2 年で、再任することができる。

介護認定審査会委員構成（平成 12 年度）（単位：人）

医師	50
歯科医師	48
薬剤師	22
介護老人保健施設職員	12
介護老人福祉施設職員	76
三療士（はり・灸・マッサージ・指圧）	4
訪問看護ステーション職員	7
その他	2